

答申第561号

平成23年10月 5 日

神奈川県公安委員会  
委員長 小森 良治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成23年 5 月25日付けで諮問された警察署長事件指揮簿等一部非公開の件（諮問第615号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

警察署長事件指揮簿を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県警察本部長が、平成23年5月6日付けで、特定の警察署が強制わいせつ事件（以下「本件事件」という。）の被疑者（以下「本件被疑者」という。）を現行犯逮捕したことに係る文書を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、警察署長事件指揮簿（以下「本件行政文書」という。）に記載された次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア 3 ページ3行目（以下「本件被害状況」という。）

イ 3 ページ7行目から9行目まで（以下「本件内心情報」という。）

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件事件は、発生の翌日、新聞各紙で報道されている。

イ 本件被害状況は、新聞で報道された具体的な犯行内容であると推測され、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第6号に該当しない。

ウ 本件内心情報は、本件被疑者の「飲酒量に関する情報、本件事件における被害者（以下「本件被害者」という。）との面識の有無、犯行を認める内容」の3点を含むものと推測され、これらの情報は新聞で報道されているから、条例第5条第1号に該当しない。

エ 本件情報が公開されても、本件被害者や本件被疑者の人権が害されるおそれはなく、犯罪捜査等に支障が生ずるおそれはない。

## 3 実施機関（警察本部刑事部捜査第一課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件被疑者の逮捕に係る警察署長事件指揮簿である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 本件被害状況

本件被害状況には、新聞報道等で公にされていない詳細な被害の状況が記載されている。本件被害者にとっては、他人に知られたくない情報であるとともに、被害に遭ったことを思い起こさせる情報であって、これを公開することにより、本件被害者の人権を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 本件内心情報

本件内心情報は、新聞報道等で公にされていない本件被疑者が犯行に至るまでの心情等に関する情報であって、これを公開することにより、本件被疑者の人権を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

本件行政文書に記載された情報の一部は新聞報道されているが、本件情報については、新聞報道等で公にされていない情報であり、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

性犯罪事件の捜査は、被害者の心情を最優先に配慮して行うことが重要である。本件被害状況は、本件被害者にとっては他人に知られたくない情報であり、当該情報が公開された場合、本件被害者が、精神的苦痛から捜

査機関に対し今後の協力を拒むおそれがある。また、当該情報が公にされるのであれば、今後発生する性犯罪事件について、被害者が捜査機関に対する被害の申告をためらう等、捜査協力を拒むことになりかねない。

したがって、本件被害状況を公開することは、犯罪の捜査、公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第6号に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件被疑者の逮捕に係る警察署長事件指揮簿である。

##### (2) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

##### (3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

- a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

(ウ) 本件情報のうち、本件被害状況は、被害の詳細な状況であり、特定の個人を識別することはできないが、本件被害者にとっては他人に知られたくない心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するため、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件内心情報は、本件被疑者が犯行に至るまでの心情等に関する情報であって、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されると認められる。

したがって、本件情報は、いずれも条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

#### (イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、公開することを規定している。

不服申立人は、本件情報の内容を推測した上で、当該情報は新聞報道されているから条例第5条第1号に該当しない旨主張している。

当審査会において、本件事件に関する新聞記事を確認したところ、本件情報は、いずれも新聞各紙により報道された事実がないと認められる。

したがって、本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただ

し書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、同号により非公開とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動を、「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件被害状況の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうか検討する。

ウ 本件被害状況について、性犯罪は、被害者にもたらす身体的被害はさることながら精神的被害が非常に大きく、かつ、親告罪であることから、本件被害状況を公開すると、本件被害者が今後の捜査協力を拒否すること等により、証拠の収集及び保全、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、当該情報が公開されると、今後発生する性犯罪事件について、被害者が被害の申告をためらい又は捜査協力を拒否すること等により、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、本件被害状況は、これを公開することにより、犯罪の捜査、公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 5 月 25 日	○ 諮問
5 月 26 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 2 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 6 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 15 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 15 日 (第105回部会)	○ 審議
9 月 9 日 (第106回部会)	○ 審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員 会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 10 月 5 日現在) (五十音順)